

## 令和元年度 第一回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日時：令和元年 12 月 19 日（木）10 時～12 時

2. 場所：アルカディア市ヶ谷 大雪（西）

### 3. 議事

- (1) 開会
- (2) 理事長挨拶
- (3) 奨学金制度に関する最近の施策について
- (4) 返還金の回収状況及び平成 30 年度業務実績の評価について
- (5) 平成 30 年度委員会報告を受けた令和元年度の取組について
- (6) 令和元年度債権管理・回収等検証委員会における審議テーマ（案）について
- (7) 自由討議
- (8) 今後の予定について

### 4. 出席者：

- (◎委員) 50 音順 伊藤委員、岩田委員（委員長）、小川委員、梶坂委員、須田委員、宗野委員、高橋委員
- (○文部科学省) 学生・留学生課 西條課長
- (●機構) 吉岡理事長、永山理事長代理、大谷理事、石川奨学事業戦略部長、谷江奨学事業支援部長、松田貸与・給付部長、石川返還部長、前畑債権管理部長

### 5. 議事概要：

#### <奨学金制度に関する最近の施策について>

##### ■新たな給付奨学金制度について

- (◎) 新たな給付奨学金制度について、受給者が大学等の中退した場合は返還義務が生じると聞いている。給付奨学金の受給者に返還義務が生じた場合、その返還者は貸与奨学金の返還者と同様の扱いになるのか。大学等の中退する学生は、滞納者となることが多いと聞いたことがある。給付奨学金の返還者も全体の（要返還）債権に含まれるのであれば、回収率にも影響を及ぼすことが想定されるところ、いずれ本委員会でも対応を検討する事項となることも考えられるのではないかと。
- (●) 給付奨学金の受給者が大学等の中退した場合、やむを得ない事情があると認められない場合、返還義務が生じることになる。給付奨学金の返還については、貸与奨学金と同様、金銭消費貸借契約となるため、返還のスキームに乗っていくことが見込まれるが、詳細については、現在検討中である。

#### ■所得連動返還方式について

(◎) 「所得連動返還方式の返還例」のモデル図について、他の機構の資料等でも同様の図が掲載されているが、「所得が上がり続けている」という状態に対しての返還例に見えてしまう。しかし、返還者にとっては、所得が減ったときにどうなるのかが気になるはず。右肩上がりのグラフにするのではなく、途中で所得が下がっているような、所得減も含めた図の方が良いのではないか。

(●) 検討させていただく。

#### ■機構の取り組みの周知について

(◎) 機構はスカラシップ・アドバイザーの派遣を始め、様々な取り組みをしているにも拘わらず、利用数がそれほど多くないように思われるため、そういった取り組みの周知に是非力を入れていただきたい。

昨年の委員会でも同様の発言をさせていただいたが、本学においては奨学金を申し込む学生に対し、機構の貸与・返還シミュレーションを利用の上、それを参考資料として学校に提出することを義務付けている。こういった機構から提供されたツール等を利用し、大学側でも学生に返還の意識を持たせるためにも様々な取り組みができるはず。高校生の時の指導も大切だが、こういった大学でも利用可能なものを今後も用意していただきたい。

(●) 機構としても、大学の取り組みを参考とさせていただきたく考えている。なお、スカラシップ・アドバイザーの派遣数については、今年度は既に昨年度の約1.6倍の派遣数となりそうである。

#### <返還金の回収状況及び平成30年度業務実績の評価について>

#### ■中期計画の目標値について

(◎) 中期計画等の目標値として、「3か月以上延滞債権」とあるが、これは3か月以上延滞している者全員を含むのか。目標値を見るに、相当厳しいと感じる。例えば総回収率91.4%の目標値にしても、これまでは延滞債権への対応により改善してきたものであるが、これから今まで以上にどこまで改善できるだろうか。目標に向けて取り組むとすれば、現在の未回収額である855億円、更にそのうち8年以上延滞している債権が1つの塊となっているので、それへの対応が肝になるだろうと思う。

(●) 目標値は3か月以上延滞している者全員を含む。ご意見のとおり、目標はかなり厳しく設定されたものと思っており、延滞中の債権のうち塊となっている古いものに対応しなければ目標達成は困難である。現状検討されている対策の1つとして償却基準の見直しを考えているが、この他にも委員の皆様からご意見をいただき、対応していきたい。

(◎) この目標値については、これまでの回収率の改善の推移を鑑みて数値を設定したのではなく、実績のみを基に目標を定めたために厳しいものとなってしまったのか。目標値が急に5%近く上がっていることから、第3期の回収率の推移の延長として定められたものとは考えづらい。それとも、償却基準の見直しにより債権を償却することを前提として目標が定められたものなのか。

- (●) 償却については、債権に対する回収の費用対効果を考え、可能な債権について進めた方が良いのではないか、というご意見を財務省の会議でもいただいている。
- (●) 平成30年度までの実績は目標を大きく超える結果となったが、こういった実績が勘案されて、目標値が設定されている。第2期中期目標期間中において、3か月以内の延滞者に対しての架電・通知・サービサーによる回収委託、9か月以上延滞した場合の法的措置等のスキームを作った結果、それが功を奏し、第3期になって回収状況が大幅に改善されることとなった。第4期の目標値設定にあたっては、機構から推計値も示したが、最終的に目標値は資料のとおりとなっている。
- (◎) 機構が回収率改善に力を入れた結果として、目標が高く設定されてしまったようにも感じる。いくつかの目標値については頑張れば達成可能なようにも思うが、またこうやって目標値に跳ね返ってきてしまうのではないか。目標値については上げすぎという感触である。

#### ■代位弁済の基準について

- (◎) 代位弁済を行う場合の基準はどうなっているのか。また、機関保証制度への加入割合が年々増えているようだが、延滞8年以上の債権については機関保証制度を選択している者はいないという理解でよいか。また、償却について、現行の適用はどのようになされるのか。
- (●) 代位弁済の対象者は、保証機関が定める基準を満たした者となる。また、延滞8年以上の債権は旧育英会が貸し付けた債権が主であり、基本的には機関保証制度が導入される前の債権となっている。償却については、人的保証で、本人・連帯保証人・保証人の3者が返還不能となった場合にのみ可能となる。自己破産等で本人のみが返還不能となった場合でも償却できないので、中々進まないこともある。
- (◎) 回収促進の方針として、どのような形で督促をかけるか、対象を選別するか、という観点から考えると、督促や猶予通知のような対応の優先順位を検討する余地もあると思う。
- (◎) 債権数・延滞額については、償却した債権については含まれていないという理解でよいか。8年以上のものがかなり残っているが、償却事由に該当しないということか。
- (●) 償却した債権は含んでいない。現行の償却基準では償却できていないものである。

#### <平成30年度委員会報告を受けた令和元年度の取組について>

特段意見なし。

#### <令和元年度債権管理・回収等検証委員会における審議テーマ（案）について>

- (◎) 今後は3.（平成30年度債権管理・回収等検証委員会における提言等のフォローアップ）4.（その他の検討課題について）が重要なテーマとなっていくと思う。
- (●) 特に、4.については、先ほどお話しにあった新たな目標値の達成も踏まえて実施しなければならない、重要なテーマであると考えている。

#### <自由討議>

#### ■所得連動返還方式について

(◎) 所得連動返還方式について、参考としてアンケートの結果が記載されているが、ここに記載されている回答以外にもどのような回答があったのか知りたい。

また、アンケートの回答として「親や高校の先生などから定額返還方式を勧められたから」とあるが、これはどういった意図で親や先生等は定額返還を勧めたのだろうか。親や先生等が今後、収入が上がっていく前提で考えており、収入が増えていくにつれて返還額が上がっていくため負担となる、というように指導されているのかもしれない。

そもそも、所得連動返還方式というのは収入減への保険としての意味合いが強いため、モデル図については休職・結婚等による経済状況の急変といった場合の返還額の変動も記載しておくといえるのではないかと。返還方式については、奨学金を申込んだ時期から貸与終了までに変更が可能なることから、就職が思うようにならなかった学生等が所得連動返還方式に変更することも想定されるが、申込時に返還方式を選択し、その後制度を理解して返還方式の変更に至る学生や、変更できることを認識している学生がどれほどいるのか疑問である。機関保証制度を選択しなければならないという要件により、貸与額が目減りすることも所得連動返還方式を選択しない一因かもしれない。また、人的保証選択者は、所得連動返還方式へ変更するには保証料を一括で支払う必要があるため、変更できない者もいるのかもしれない。掛け捨ての保険金と考えれば、それほど高い金額には感じられないと思うが、そういった学生や保護者の意識についても知る必要があるだろう。

(◎) 保証料の支払いが負担である、という理由はアンケートでは多かったのか。

(●) アンケートの詳細の資料は次回の委員会の際には用意しておく。所得連動返還方式の選択においては、マイナンバーを提出しなければならないことと、保証料の一括支払いがネックになるのかと想定していたところ、むしろアンケートではそのような回答は少なく、「定額返還で返還したかった」という回答が多かったので、意外に感じている。

(◎) 親や先生から勧められた、という回答については、詳細な理由の内容まで確認しているか。

(●) アンケートの形態上、そこまでは確認できていない。

(◎) 実際に現場で保護者等に話を聞いたスカラシップ・アドバイザー等がいれば、情報を聞きたい。また、先の返還例のように、単にグラフとして周知するだけでなく、多く払えば早めに返還が終わることや低収入の場合は返還負担が減ることを前面に押し出していくと良いかもしれない。所得連動返還方式の目玉は、所得が低い場合、返還額が2,000円で済むというところにある。逆に負担が増えるように捉えられているのであれば、見せ方を考え直さなければならないと思う。給付奨学金の拡充により、所得連動返還方式の存在感が少し小さくなるかもしれないが、給付の対象とならない学生にとってはその重要性が変わるわけではないと思う。

(●) アンケート結果については、所得連動返還方式を選択しなかった理由として、所得が増えた場合に負担額が増えるためと回答した者は8.3%、貸与終了後に自身の収入をみて判断したいと回答した者は7.4%であった。

また、所得連動返還方式を選択した者で、所得に応じて無理なく返還できるためと回答した者は88.7%、親等に勧められたためと回答した者は38.1%であった。

(●) 先生に勧められた、という回答についてだが、貸与・給付部が実施している高校担当者への

説明会の際、高校担当者から所得連動返還方式に対しての質問が多かったり、重点的に説明が求められたりすることはないと感じている。

#### ■機構・大学等の業務負担について

(◎) 現在、機構は高い回収率を実現しているが、原資は国の予算であることを考えると、理想は100%の回収が必要ということになる。目標値の達成に向け、これからは現在回収できていない層である非常に少ないパーセンテージの中から更に回収していかなければならない。問題は回収方法であり、これまでのように画一的に対策を実施すれば回収率が向上するわけではなく、個別に対応策を打っていかなければ目標達成は難しいかと考えている。

ただし、現在進められている働き方改革とも関連するが、仮に効果が上がる方策だったとしても、機構の事務負担が大きすぎる施策であれば実施するべきではないと考えている。他の業務へ支障が出る恐れがある。

そういった意味でも、PDCA サイクルを早く回し、対策として有効でないものについては早い段階で切り上げて、次の施策に活かすことを積極的に進めていくべきだと思う。

いずれにせよ、回収率をこれ以上向上させることは容易ではない。施策が機構の負担にならないような形をとってほしい。

機構と各大学の連携・協力は欠かせないものであるが、現状はまだ連携が密に取れていないように感じている。大学や高校等と機構とがお互いを理解し連携することができれば、機構も少し楽になるのかなと思っている。

(◎) 機構は今後、新たな給付奨学金も実施しなければならないにも拘わらず、人員が増えていないため、オーバーワークになってしまっていると聞いている。

(●) 機構は独立行政法人として交付された運営費交付金に基づいて業務を行っているため、業務は効率的に実施し、かつ実施すべき業務についても精選していかなければならない。

ただし、どのような施策を実施するにせよ、国民への説明責任もあるので、効率が悪いからといって容易に施策を中止することも難しい。大学等の担当者の方々にも、奨学金に係る手続きが煩雑になっており、負担をかけているのもまた事実である。

機構としては、業務の効率化を考慮しながらも、まず施策は学生ファーストで考え、更に大学等の担当者の方々にもご理解いただいた上で業務を進めていかなければならないと考えている。

ただ、このようにご理解をいただいた上で順次施策を進めていくことになるので、結果としてスピーディな施策の実施に繋がらないことも考えうる。第4期中期計画も5年間で成果を出さなければならないので、迅速性に配慮しながら、関係者のご理解を得つつ施策を随時見直していかなければならないと考えている。

#### ■代位弁済後の回収状況について

(◎) 機関保証制度選択者については、回収困難となった場合に代位弁済となるが、代位弁済後の回収状況等のフィードバックを保証機関から受けているのであれば、共有していただきたい。代位弁済となった債権であっても、その後回収することができたというケースは相当数あるた

め、その回収方法等を知ることができれば、回収促進策のヒントとなるかもしれない。

(●) 代位弁済後の回収実績等については、資料を提供させていただく。

■ 「返還できない事情」に対する方策について

(◎) 「返還できない事情 (アンケート調査)」において、「本人の低所得」が事情としては最も多く、次いで「延滞額の増加」、「本人の借入金の返済」となっているが、ここでいう「延滞額」というのは、奨学金の返還が困難であるため延滞金が雪だるま式に増えてしまい、返還できなくなったということか。「本人の借入金」というのも、奨学金のことを指すのか。「本人の低所得」は所得連動返還方式が解決策となり、「忙しい」という事情はコンビニ払いの推進で解決が期待できる。事情として挙げられている事項のうち、大きな割合を占めているところについては、個別に方策を考えていければよいと思う。

(●) ここでいう「延滞額」及び「借入金」については、奨学金だけを指すのではなく、本人の機構以外からの借入金・その延滞金も含んでいる。

<今後の予定について>

(●) 次回の日程調整の連絡は改めて行う。

(委員会終了)